		010010xx97x01x
		010010xx97x1xx
		010010xx97x3xx
27	パミドロン酸二ナトリウム水和物（薬事法第14条第９項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添附しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添附を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添附を省略して行うことが適当と認められるものとして厚生労働省設置法第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が平成25年10月28日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）	140500xx97xxxx
28	タファミジスメグルミン（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	010111xxxxx0xx
		100370xx97xxxx
		100370xx99xxxx
29	シメプレビルナトリウム（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	060295xx97x1xx
		060295xx99x1xx
30	イオフルパン（^{123}Ｉ）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	01021xxxxx0x0x

別表二

	手術・検査		診断群分類番号
1	Ｄ237	終夜睡眠ポリグラフィー　１　携帯用装置を使用した場合	030250xx991xxx
2	Ｄ237	終夜睡眠ポリグラフィー　２　多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合	030250xx991xxx
3	Ｄ237	終夜睡眠ポリグラフィー　３　１及び２以外の場合	030250xx991xxx
			010300xxxxxxxx
			170040xxxxxxxx
			010230xx99x00x
4	Ｄ291―２	小児食物アレルギー負荷検査	080270xxxx1xxx
5	Ｄ413	前立腺針生検法	110080xx991xxx
			110200xx99xxxx
6	Ｋ008	腋臭症手術　２　皮膚有毛部切除術	全ての診断群分類
7	Ｋ093―２	関節鏡下手根管開放手術	全ての診断群分類
8	Ｋ196―２	胸腔鏡下交感神経節切除術（両側）	全ての診断群分類
9	Ｋ282	水晶体再建術　１　眼内レンズを挿入する場合　ロ　その他のもの	全ての診断群分類
10	Ｋ282	水晶体再建術　２　眼内レンズを挿入しない場合	全ての診断群分類
11	Ｋ474	乳腺腫瘍摘出術　１　長径５センチメートル未満	全ての診断群分類
12	Ｋ617	下肢静脈瘤手術　１　抜去切除術	全ての診断群分類
13	Ｋ617	下肢静脈瘤手術　２　硬化療法（一連として）	全ての診断群分類
14	Ｋ617	下肢静脈瘤手術　３　高位結紮術	全ての診断群分類
15	Ｋ633	ヘルニア手術　５　鼠径ヘルニア	全ての診断群分類
16	Ｋ634	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）　（腹膜、後腹膜、腸間膜、網膜）	全ての診断群分類
17	Ｋ721	内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術　１　長径２センチメートル未満	全ての診断群分類
18	Ｋ721	内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術　２　長径２センチメートル以上	全ての診断群分類
19	Ｋ743	痔核手術（脱肛を含む）　２　硬化療法（四段階注射法によるもの）	全ての診断群分類
20	Ｋ867	子宮頸部（膣部）切除術	全ての診断群分類
21	Ｋ873	子宮鏡下子宮筋腫摘出術	全ての診断群分類

○厚生労働省告示第九十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

題名中「副傷病名」を「定義副傷病名」に改める。